

○倉敷芸術科学大学大学評価委員会規程

(設置)

第1条 倉敷芸術科学大学(以下、「本学」という。)自己点検・評価規程第4条に基づき、本学に大学評価委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に点検し、評価することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 外部委員として学長が委嘱する者
- (2) 自己点検・評価委員長
- (3) 自己点検・評価委員会の各部会長
- (4) 学部自己点検・評価委員長
- (5) 法人本部事務局長
- (6) その他、委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 第3条に規定する委員の任期は、役職在任中とする。ただし、第3条第1号に規定する委員の任期は2年とし、その再任は妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 4 委員長に支障があるときは、委員長の指名した副委員長がこれを代行する。

(会議の招集及び成立)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

(委員会の業務)

第7条 委員会は、次の事項について点検し、評価する。

- (1) 全学の内部質保証の有効性に関すること
- (2) 全学及び学部の計画策定及び自己点検・評価に関すること

(3) その他、教育研究活動に関すること

(報告)

第8条 点検、評価の結果は、委員長が自己点検・評価委員会にて報告する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、庶務部庶務課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 決裁）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月13日 決裁）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。